

いじめ防止対策推進法
平成25年6月28日公布
平成25年9月28日施行

令和8年4月1日
船橋市立船橋高等学校
生徒指導部

船橋市立船橋高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは生徒が学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

3 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

5 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う意識と行動力を高める活動に対する支援を行う。また、学校便り、学年集会、保護者会等様々な機会を利用して、啓発活動を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権その他の講演を実施する。

例）保護者会や保護者面談で、家庭でのいじめ発見チェックシート等を配布し啓発する。

- ・生徒会活動や地域ボランティア活動を通じて、自発的な取り組みを行う。

②いじめ早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年1回実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。担任をはじめとする教職員はもちろんのこと、養護教諭が保健室において毎日、スクールカウンセラーが毎週木曜日生徒相談室に常駐しており、生徒は自由に相談することができる。スクールカウンセラーの相談予約については、保健室で養護教諭が受け付けている。

例) 定期的な保護者面談で生徒の様子について情報共有を図り、日常的に気になること等について電話連絡を行う。

- ・学校生活全般にわたって、友人関係などでの衝突などの観察も視野に入れ取り組む。

例) 日頃から、登下校、昼休み、放課後などの授業時間外も含めて、学校生活における生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、わずかな変化も見逃さず、対応するようにしている。

- ・学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すために、いのちを大切にするキャンペーンや豊かな人間関係づくり実践などの講演や活動を実施する。生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、心の通う人間関係を養う能力を育てる。

例) 全教科等で「わかる授業」の取組を実践し、生徒に自己有用感や自己存在感を持たせる授業展開の工夫を図る。

③いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

例) 教職員の不適切な認識・言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。暴力・暴言などを学校内外から排除する指導を行う。

- ・学校の内外問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒が競争意識の加熱化によりストレスを感じ、加害行為がいじめに発展することも生徒の指導について十分配慮した適切な対応が必要である。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会を行う。また、いのちを大切にするキャンペーンの一環として、各長期休業前の全校集会、3月の人権教育全校集会において、インターネット（特にSNS）の利用方法と危険性、SNSトラブルの事例を説諭していく。その他の集会時においても、時間を設けて最新情報を提供する。

⑤新型コロナウイルス感染症に関わるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、新型コロナウイルス感染症に関することで誹謗中傷を受けないように必要な情報を発信していく。また、生徒が誹謗中傷等のいじめを行わないように全校集会や学年集会等で周知していく。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、SC、学年主任、道徳教育推進教師、生

徒会担当、部活動担当、特別活動担当、教育相談担当、学校評議員（人権擁護員）とし、事案や内容によって、組織の構成について柔軟に対応する。

〈活 動〉アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。

（教育相談室、学年職員室で生徒の相談窓口として常時準備する）又、集会時などで、いじめ等の被害を受けることは決して「恥ずかしいこと」「惨めなこと」ではないこと、相談・通報することがこのような問題行動の根絶につながる、と正しい在り方を生徒に理解させておく。

〈開 催〉月2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

〈各相談機関窓口〉子どもと親のサポートセンター（相談専用）	0120-415-446
千葉いのちのでんわ	043-227-3900
子ども家庭110番（千葉県の相談窓口）	043-252-1152
24時間いじめ相談ダイヤル	0120-0-78310
千葉県警察少年センター（京葉地区）	047-451-6031
ヤング・テレホン（電話相談）	0120-783-497
船橋市青少年センター（相談専用ダイヤル）	047-431-3749
船橋警察署生活安全課	047-435-0110
市川児童相談所	047-370-5286

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

〈報告連絡体制〉

確認職員→担任→学年主任→生徒指導部長→教頭→校長

- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

例) 被害にあった生徒を徹底して守り抜くことを生徒、保護者に伝え、被害生徒の心情を考慮し、誠実にていねいに対応する。

いじめ加害生徒が、被害生徒や通報した生徒に圧力をかけないように、関係者に指導し、職員の指導体制を整備する。

被害生徒、保護者への説明は場合によっては家庭訪問を実施して丁寧に行う。また、加害生徒、その保護者にも調査結果を説明する。

生徒の心のケアのため、必要に応じてスクールカウンセラーの支援を要請し、生徒が安心して学べる環境を整備する。

- ・加害生徒への指導において、まずは詳しい事情を聴取し保護者への明確な説明を行う。
- ・その際、事情を聴取する上での留意事項を決めておき、人的場所の設定などに十分配慮して実施する。記録は手書きでまとめワープロで清書したものを正式なものとして保存する。
- ・加害生徒への指導の観点から、特別指導に関する内容であれば特別指導委員会を開き、生徒・保護者に周知する。いじめの被害者の立場となって状況を考えさせ、絶対にいじめを行ってはいけないことを継続して指導する。被害生徒や通報した生徒に対する報復行為を絶対にしないように強く指導する。

- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。なお、二者関係外の生徒等が関与している場合は、「観衆」として囃したてたり面白がったりしないこと、「傍観者」として周辺で暗黙の了解を与えないこと等、適切な指導について検討する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

〈報告連絡体制〉

校長→船橋市教育委員会指導課 047-436-2862

校長→船橋警察署 047-435-0110

(3) 重大事案への対処

いじめが、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることに鑑み、生徒等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会にすみやかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、正確に正しい説明を行い、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤警察、児童相談所等の協力が必要な場合は連携を取る。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
- ・いじめの防止基本方針の見直し規定に関すること。

以上の3点から調査や分析を行い、次年度に向けての対応をとる。学校評価アンケート等で、生徒、保護者、教職員からの評価も参考にする。PDCAサイクルで基本方針の見直しを行う。

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公開する。